

別記様式第十一の二（第四十三条の九関係）

地区計画区域名	地区の区分
地区	地区

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

東松山市長殿

届出者 住所
氏名

連絡先

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木材の伐採 土石、廃棄物又は再生資源の堆積	について、下記により届け出ます。	境界から壁面の最短有効距離 道路境界より* m 隣地境界より m
--	------------------	--

※区画道路に面する場合は当該
区画道路境界からの距離

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1)	土地の区画形質の変更	区域の面積		平方メートル	
(2)	建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別（ 建築物の建築 ・ 工作物の建設 ）（ 新築 ・ 改築 ・ 増築 ・ 移転 ）			
		(ロ)			
			届出部分	届出以外の部分	合 計
		(イ) 敷地面積			平 方 メー トル
		(ii) 建築又は建設面積	平 方 メー トル	平 方 メー トル	平 方 メー トル
		(iii) 延べ面積	平 方 メー トル 〔 平 方 メー トル〕	平 方 メー トル 〔 平 方 メー トル〕	平 方 メー トル 〔 平 方 メー トル〕
		(iv) 敷地の地盤面の高さ から メー トル	(vii) 緑化施設の面積 平方メートル		
		(v) 高さ 地盤面から メー トル	(viii) 用途		
(vi) 居室の床面の高さ から メー トル	(ix) 垣又はさくの構造				
(3)	建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
		平 方 メー トル			
(4)	建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5)	木竹の伐採	伐採面積 平方メートル			
(6)	土石、廃棄物又は再生資源の堆積	物件の堆積を行う土地の面積	物件の種類		
		平方メートル			

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 敷地の地盤面の高さ及び居室の床面の高さは、地区整備計画において定められた基準からの高さとする。
- 7 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。
- 8 (6)物件の種類欄には、土石、廃棄物又は再生資源の別及び当該物件の種類の具体的内容を記載すること。

注意事項

1. この届出書は、当該行為の着手する日の30日前までに提出してください。
2. この届出書は、住宅建築課へ2部提出してください。
3. この届出書には、次の図面等を添付してください。下記以外の場合は、都市計画法施行規則第43条の9を参照してください。
 - (1)土地の区画形質の変更の場合
 - (イ) 位置図…当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺1000分の1以上のもの。
 - (ロ) 設計図…設計図で縮尺100分の1以上のもの。
 - (ハ) その他参考となるべき事項を記載した図面。
 - (2)建築物の建築、工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更の場合
 - (イ) 付近見取図…当該行為を行う土地の区域並びに道路及び目標となる地物を表示する図面。
 - (ロ) 配置図…敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの。
 - (ハ) 立面図及び各階平面図…2面（建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限においてマンセル表色系による制限がある場合、着色しマンセル値を記入した4面）以上の建築物又は工作物の立面図及び各階平面図（建築物である場合に限る。）で縮尺50分の1以上のもの。
 - (ニ) 断面図…垣又はさくの各部分の高さ並びに植栽帯を表示する図面（垣又はさくがある場合に限る。）で縮尺50分の1以上のもの。
 - (ホ) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第2項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面（地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る。）で縮尺100分の1以上のもの並びに緑化適合証明書又は緑化率適合除外に関する許可通知書の写し。
 - (ヘ) 区画道路計画図…区画道路境界線の位置を確認した資料の写し（整備が完了していない区画道路に面する場合に限る。）
 - (ト) 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限においてマンセル表色系による制限がある場合、各立面の見付面積に対する色彩の割合を記入したもの及び周辺の眺望・景観との調和に配慮した内容がわかるもの。
 - (チ) その他参考となるべき事項を記載した図面。

※この届出をした後、この届出に係る事項のうち設計又は施工方法を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに、別に定めるところにより、その旨を市長に届出てください。

※垣又はさくの高さは、当該垣又はさくの部分が接している敷地地盤面からの高さです。

※東松山市内に、備考4に記載の都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域及び備考6に記載の地区整備計画において定められた基準はありません。